

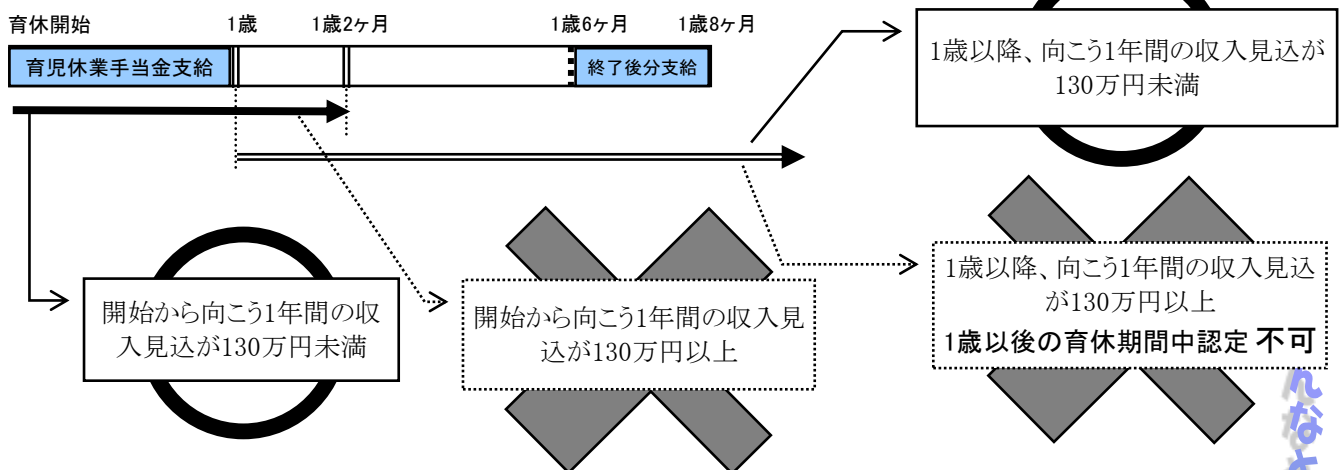


田んぼの稲も丈が伸び、みどりがすっかり水面を覆っています。かたや隣の麦畑は黄金色に色づき、色のコントラストが絶妙です。早くも梅雨入りし、いよいよ鬱陶しい雨の季節がやってきました。

配偶者が育児休業に入るんだけど、扶養手当はもらえるのかなー？

育児休業開始から向こう一年間の収入見込が130万円未満であれば扶養手当は支給されます。配偶者の勤務先で向こう一年間の収入見込の証明を受けて、扶養親族届を提出してください。

◎育児休業の期間が 1年8ヶ月 【例】



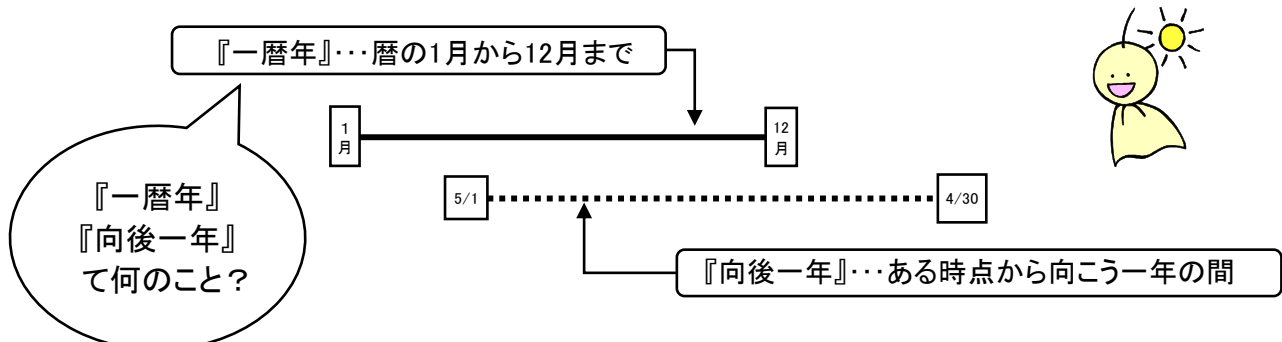
育児中の配偶者が産前休暇(特別休暇)に入ると、育児休業ではなく有給休暇となり給料が支払われます。もし扶養手当を受給していれば、その扶養手当は停止されます。停止の届出が遅れると、何ヶ月にも遡って扶養手当を戻入(返金)することになります。

扶養手当てを請求するにも停止するにもあなたの届出が必要です。

必要な書類を添えて15日以内に届出てください。

お問い合わせは 事務センター(82-1177)へ

ー ちょっと知得 ー



各種の届・申立書は自署・押印で

住居などの手当を申請する時に添付する書類の日付は、それぞれに整合していなければなりません。もしそれぞれの日付が違う(整合していない)ときは、あなたの「申立書」で確認します。

通勤・住居・扶養手当を申請する届出書や申立書は必ず自署、捺印したものを提出してください。